

7.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に係る事項

7.3.1 景観

(1) 調査結果の概要

ア 調査目的

施設の存在（地形改変後の土地及び施設の存在）に伴う景観への影響を予測・評価するうえで、基礎資料を把握するため、調査を行いました。

イ 調査項目・方法

調査は、現地調査により行いました。

現地調査における調査項目・方法は、表 7.3.1-1 に示すとおりです。

表 7.3.1-1 現地調査項目・方法

調査項目	調査方法
主要な眺望点の状況 主要な眺望景観の状況	現地踏査及び写真撮影
住民等有する固有価値の把握	ヒアリング調査

ウ 調査地点

現地調査地点は表 7.3.1-2 及び図 7.3.1-1 に示すとおりです。

表 7.3.1-2 現地調査地点

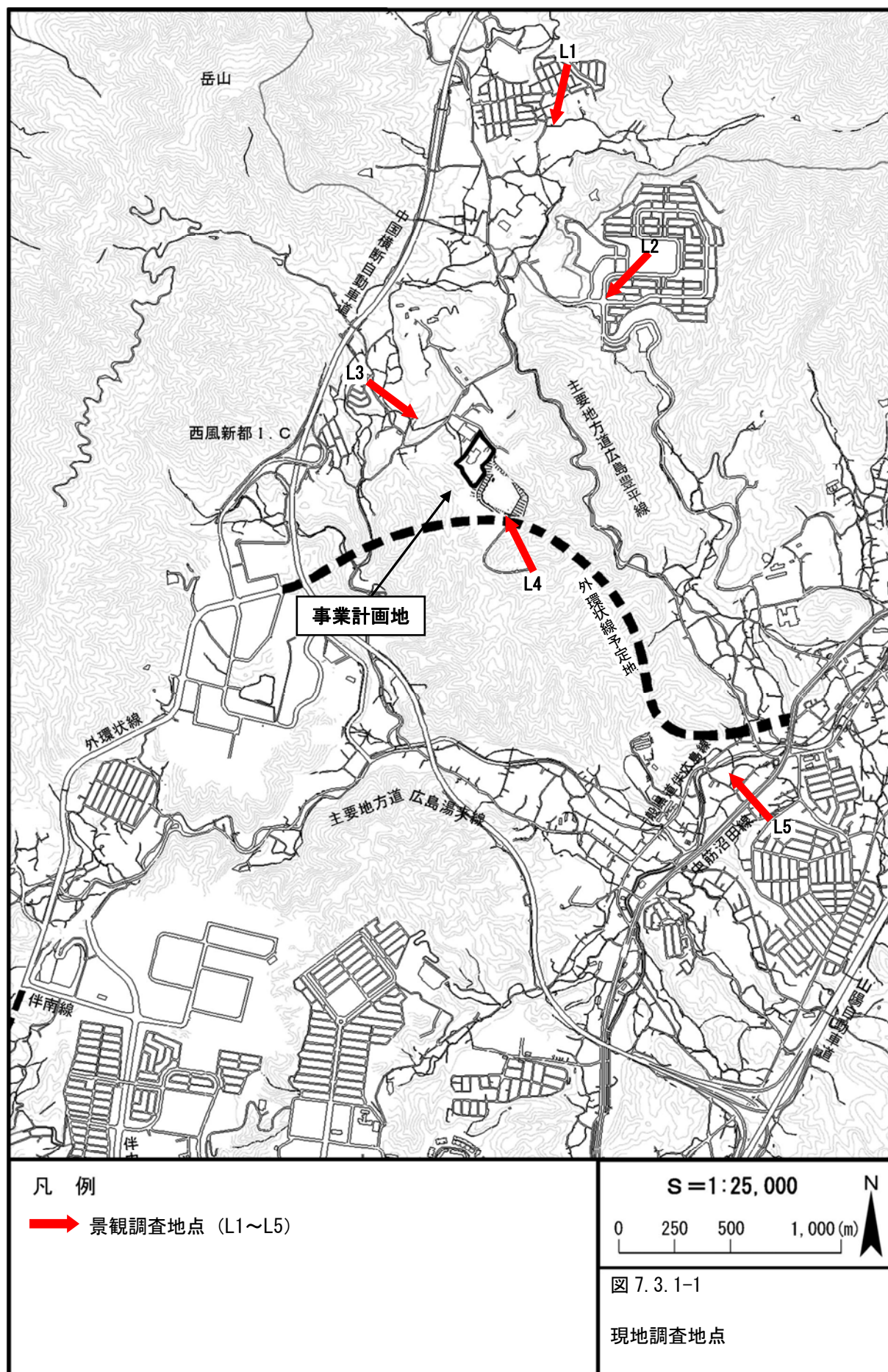
調査項目	地点番号	調査地点
景 観	L1	瀬戸内ニューハイツ内高台
	L2	高附住宅地（若葉台）内
	L3	椎原地区（椎原グラウンド北側）
	L4	善當寺住宅地区計画地内
	L5	沼田大原台第一公園

エ 調査期間

現地調査の調査期間は、表 7.3.1-3 に示すとおりです。

表 7.3.1-3 現地調査期間

調査項目	調査期間
現地踏査等	平成 18 年 4 月 25 日（火）
ヒアリング調査等	平成 16 年 2 月 12 日（木）～2 月 15 日（日）



オ 調査結果

(7) 主要な眺望点の状況等

景観調査地点からの現況の眺望状況は図 7.3.1-2 に示すとおりです。

図 7.3.1-2(1) 現況の眺望状況

調 査 地 点		L 1 瀬戸内ニューハイツ内高台
距 離	約 1.9km	
眺望状況： 瀬戸内ニューハイツ内の標高約 260mの高台。 現安佐南工場のほぼ全体が見える。煙突の頂上は、背後の山の稜線より低い。		
調 査 地 点		L 2 高附住宅地（若葉台）内
距 離	約 1.2km	
眺望状況： 高附住宅地（若葉台）内の若葉台中央公園。 現安佐南工場の煙突部分が見える。煙突の頂上は、背後の山の稜線より低い。		

図 7.3.1-2(2) 現況の眺望状況

調 査 地 点		L 3 椎原地区（椎原グラウンド北側）
距 離	約 0.7km	
眺望状況： 椎原地区（椎原グラウンド北側）、標高約 205mの道路上。 現安佐南工場の煙突部分が、樹木の隙間から見える。煙突の頂上は、樹木の高さとはほぼ同じ。		
調 査 地 点		L 4 善當寺住宅地区計画地内
距 離	約 0.2km	
眺望状況： 善當寺住宅地区の開発計画地で撮影当時は山林。 現安佐南工場の煙突部分が見える。煙突の頂上は、背後の山の稜線を超えている。		
調 査 地 点		L 5 沼田大原第一公園
距 離	約 1.9km	
眺望状況： 沼田大原第一公園、標高約 87mの高台。 現安佐南工場の煙突の先端が見える。煙突の頂上は、手前の山と背後の山の間に見える。		

(イ) 住民等が有する固有価値

景観に関する固有価値についてヒアリング調査の結果は表 7.3.1-4 に示すとおりです。これによると、アストラムラインや近代的なマンション、西風新都開発計画が、伴地区の景観固有価値であるとの回答が41%～48%で上位を占めますが、一方、住宅地や農地の間を流れる小川やせせらぎに対しても41%であり、林や農地と一体となった昔懐かしい住宅地も34%であり、近代的景観と、古くからの景観の両方とも伴地区の景観と認識されています。

自由回答による固有の景観に対しては、西風新都開発計画に伴うAシティーやビッグアーチ、そして昔懐かしい風景としての奥畑地区があげられました。

表 7.3.1-4 ヒアリング調査結果

単位 上段：人数（人）、下段：対象者人数に対する割合

項 目	全体	男性	女性	20代～30代	40代～50代	60代以上	年齢不明
(1) 近代的なマンションやスポーツ施設が並ぶ地域	25 43%	7 29%	18 53%	3 38%	11 50%	11 52%	0 0%
(2) アストラムラインや幹線道路の沿線	28 48%	9 38%	19 56%	7 88%	13 59%	7 33%	1 14%
(3) 西風新都開発計画により整備された住宅・産業施設地	24 41%	8 33%	16 47%	5 63%	11 50%	8 38%	0 0%
(4) 林や農地と一体となった昔懐かしい住宅地	20 34%	11 46%	9 26%	3 38%	5 23%	7 33%	5 71%
(5) 歴史を感じる社寺などの風景	11 19%	7 29%	4 12%	0 0%	3 14%	6 29%	2 29%
(6) 住宅地や農地の間を流れる小川・せせらぎ	24 41%	13 54%	11 32%	3 38%	10 45%	8 38%	3 43%
(7) 木々の茂る林のある風景	15 26%	7 29%	8 24%	3 38%	4 18%	5 24%	3 43%
(8) その他	4 7%	3 13%	1 3%	0 0%	1 5%	1 5%	2 29%
対象者人数（人）	58	24	34	8	22	21	7

(注 1) 複数回答があるため、回答人数の合計と対象者人数は一致しません。

(注 2) は対象者人数に対する割合が50%以上、 は25%以上50%未満を表します。

表 7.3.1-5 ヒアリング実施内容

(1) 調査方法	原則、ヒアリングにより実施しました。 (ただし、事前回答に了解いただける方に対しては、ヒアリングシートに事前回答してもらいました。 回答は無記名方式としました。)
(2) 調査対象者	・ 広く地域活動の場として活用されている沼田公民館の利用者（沼田公民館の来館者に対して依頼し実施） ・ 環境影響評価に関する情報開示の場である「沼田町伴地区等環境保全推進協議会」の委員や、地域内で積極的に活動されている住民等（例えば、特別対策部会員など）（事前に了解を得、自宅に来訪し実施）
(3) 調査時期	・ 沼田公民館の利用者（来館者） 平成 15 年 2 月 14 日及び 15 日 ・ 「沼田町伴地区等環境保全推進協議会」の委員等 平成 15 年 2 月 12 日から 15 日
(4) 調査対象者数	・ 沼田公民館の利用者（来館者） 45 名 ・ 「沼田町伴地区等環境保全推進協議会」の委員等 13 名 - 計 58 名

(2) 予測及び評価の結果

ア 予測

(7) 予測事項

a 施設の存在（地形改変後の土地及び施設の存在）

予測事項は、本事業の実施により建設される計画建物が、事業計画地周辺の主要な眺望地点からの景観に及ぼす影響としました。

(イ) 予測地域

a 施設の存在（地形改変後の土地及び施設の存在）

予測地域は、事業計画地周辺としました。

(ウ) 予測対象時期

a 施設の存在（地形改変後の土地及び施設の存在）

予測対象時期は、計画建物が存在する間としました。

(エ) 予測方法

a 施設の存在（地形改変後の土地及び施設の存在）

予測方法は、計画建物の出現による眺望景観の変化を、フォトモンタージュにより予測しました。

(オ) 予測結果

a 施設の存在（地形改変後の土地及び施設の存在）

(a) L1 地点（瀬戸内ニューハイツ内高台）

L1 地点から事業計画地を望む景観の変化は図 7.3.1-3(1)に示すとおりです。

供用後の景観は、現安佐南工場とほぼ同じ位置に新安佐南工場が出現すると予測されます。

現況の景観と比較すると、計画建物の出現により稜線は変化しません。また、視野範囲に占める緑の割合は若干減少するものの、景観に大きな変化を生じさせることはない と予測されます。

(b) L2 地点（高附住宅地（若葉台）内）

L2 地点から事業計画地を望む景観の変化は図 7.3.1-3(2)に示すとおりです。

供用後の景観は、現安佐南工場とほぼ同じ位置に新安佐南工場が出現すると予測されます。

現況の景観と比較すると、計画建物の出現により稜線は変化しません。また、視野範囲に占める緑の割合は若干減少するものの、景観に大きな変化を生じさせることはない と予測されます。

(c) L3 地点（椎原地区（椎原グラウンド北側））

L3 地点から事業計画地を望む景観の変化は図 7.3.1-3(3)に示すとおりです。

供用後の景観は、現安佐南工場の煙突とほぼ同じ位置に新安佐南工場の煙突が出現すると予測されます。

現況の景観と比較すると、計画建物の煙突により稜線はほとんど変化しません。また、視野範囲に占める緑の割合もほとんど変化せず、景観に大きな変化を生じさせることはないと予測されます。

(d) L4 地点（善當寺住宅地区計画地内）

L4 地点から事業計画地を望む景観の変化は図 7.3.1-3(4)に示すとおりです。

供用後の景観は、現安佐南工場とほぼ同じ位置に新安佐南工場が出現すると予測されます。

現況の景観と比較すると、他の眺望点からの景観に比べて計画建物の視野に占める割合が大きくなっています。しかし、稜線の変化はほとんどなく、視野範囲に占める緑の割合の変化は小さく、景観に大きな変化を生じさせることはないと予測されます。

(e) L5 地点（沼田大原第一公園）

L5 地点から事業計画地を望む景観の変化は図 7.3.1-3(5)に示すとおりです。

供用後の景観は、現安佐南工場の煙突とほぼ同じ位置に新安佐南工場の煙突が出現すると予測されます。

現況の景観と比較すると、眺望点の中で計画建物との距離が最も遠く、計画建物の煙突の一部が視認できる程度であることから、稜線や視野範囲に占める緑の割合はほとんど変化せず、他の地点と比較してもその変化は最も小さくなっており、景観に大きな変化を生じさせることはないと予測されます。



L 1 瀬戸内ニューハイツ内高台からの眺望（現況）



L 1 瀬戸内ニューハイツ内高台からの眺望（供用後）

図 7.3.1-3(1) 事業計画地を望む景観変化図



L 2 高附住宅地（若葉台）内からの眺望（現況）



L 2 高附住宅地（若葉台）内からの眺望（供用後）

図 7.3.1-3(2) 事業計画地を望む景観変化図



L 3 椎原地区（椎原グラウンド北側）からの眺望（現況）



L 3 椎原地区（椎原グラウンド北側）からの眺望（供用後）

図 7.3.1-3(3) 事業計画地を望む景観変化図



L 4 善當寺住宅地区計画地内からの眺望（現況）



L 4 善當寺住宅地区計画地内からの眺望（供用後）

図 7.3.1-3(4) 事業計画地を望む景観変化図



L 5 沼田大原第一公園の眺望（現況）



L 5 沼田大原第一公園からの眺望（供用後）

図 7.3.1-3(5) 事業計画地を望む景観変化図

イ 環境保全措置の検討

(7) 施設の存在（地形改変後の土地及び施設の存在）

施設の存在に伴う景観への影響については、予測結果のとおり、計画建物が主要な眺望地点からの景観に大きな変化を生じさせることはなく、景観に及ぼす影響は小さいものと判断されますが、環境への影響をさらに低減するため、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することとしました。

【環境保全措置】

- ・ 計画建物は景観に配慮したデザイン、色彩とします。
- ・ 敷地内は植栽等により自然環境や周辺との調和に努めます。

ウ 評価

(7) 施設の存在（地形改変後の土地及び施設の存在）

施設の存在に伴う景観への影響については、環境保全措置を実施することにより、計画建物が主要な眺望地点からの景観に及ぼす影響は可能な限り低減されていると考えます。

7.3.2 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 調査結果の概要

ア 調査目的

工事の実施（現工場解体工事、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び施設の供用（廃棄物の搬出入）に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響を予測・評価するうえで、基礎資料の把握のために、人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査を行いました。

イ 調査項目・方法

調査は、既存資料調査及び現地調査により行いました。

既存資料調査は、事業計画地周辺における人と自然との触れ合いの活動の場等の分布状況の資料を収集しとりまとめました。

現地調査における調査項目・方法は、表 7.3.2-1 に示すとおりです。

表 7.3.2-1 現地調査項目・方法

調査項目	調査方法
人と自然との触れ合いの活動の場の状況	現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布・利用状況及び利用環境の状況	
住民等が有する固有価値の把握	ヒアリング調査

ウ 調査地点

現地調査地点は、図 7.3.2-1 に示すとおりです。

エ 調査期間

現地調査は、以下に示す日程で実施しました。

表 7.3.2-2 現地調査期間

調査項目	調査期間
現地調査	平成 14 年 10 月 26 日（土）、平成 14 年 10 月 27 日（日） 平成 14 年 11 月 10 日（日）、平成 14 年 11 月 16 日（土）
ヒアリング調査等	平成 15 年 2 月 12 日（木）～2 月 15 日（日）

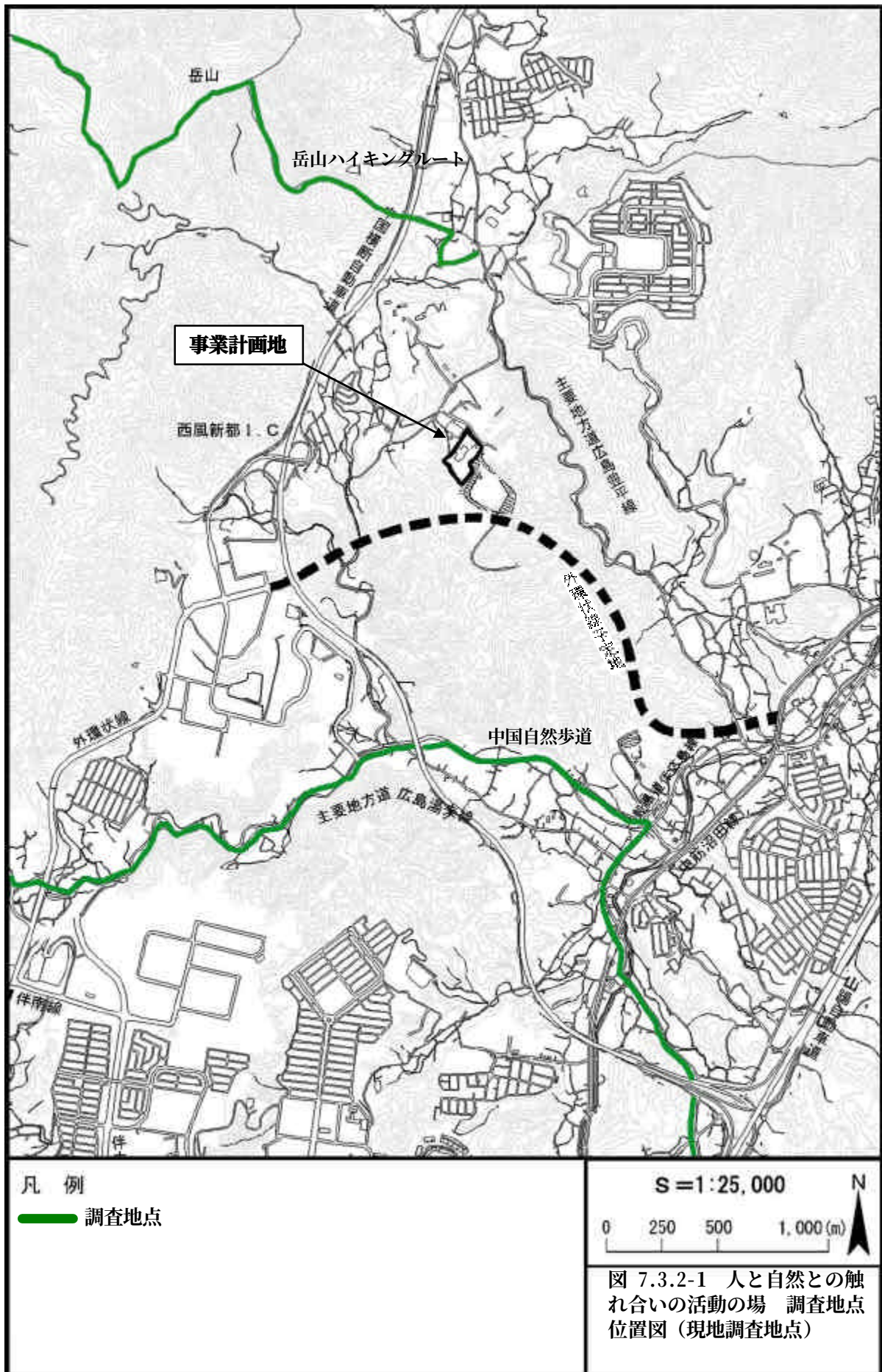
オ 調査結果

(7) 既存資料調査

事業計画地周辺における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 7.3.2-3 及び図 7.3.2-1 に示すとおりです。

表 7.3.2-3 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

地 点 名	主な利用目的
中国自然歩道	散策
岳山ハイキングルート	ハイキング



(イ) 現地調査

a 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

人と自然との触れ合いの活動の場の状況は以下に示すとおりです。

また、利用環境等の状況は表 7.3.2-4 に、ヒアリング調査結果は表 7.3.2-5 に示すとおりです。

・中国自然歩道

環境省により指定された自然歩道ですが、案内板も少ないことや、ルート途中で歩道のない一般道を通ることから、利用頻度は低くなっています。しかし、奥畑川に沿ったルート等は、一般道とも離れており、静かで良好な環境を有しています。アストラムラインの伴中央駅付近がルートの一部となっており、公共交通機関によるアクセスが可能です。

・岳山ハイキングコース

片道 1 時間程度のハイキングコースであり、一般にも紹介されていますが、案内板が整備されていないこと等から利用頻度は低くなっています。そのため、ハイキングルートもシダ類等が繁茂し、わかりにくくなっています。

表 7.3.2-4 利用環境等の状況

区 分	利用環境	利用状況	交通機関
中国自然歩道	環境省により指定された自然歩道です。案内板が少なく、一部ルートが歩道のない一般道を通っています。	利用頻度は低くなっています。	アストラムライン伴中央駅付近がルートの一部となっています。
岳山ハイキングルート	案内板がなく、また、利用者が少ないことから、シダ類等の繁茂によりルートがわかりにくくなっています。	利用頻度は低くなっています。	大下バス停から約 700m。専用の駐車場はありません。

表 7.3.2-5 ヒアリングの結果概要

区 分	利用内容 (目的、頻度等)	利用者意見等 (選定理由、利用者情報)
中国自然歩道	サイクリングでの利用が確認されました。	自然が豊かであることが選定理由としてあげられました。
岳山ハイキングコース	3 人のハイキング利用者が確認されました。	周辺の山を含めた、ふるさとの山歩きの一つとして、選定されていました。登山口までは、自動車を利用されていました。

b 人と自然との触れ合いの活動の場に関する固有価値

人と自然との触れ合いの活動の場に関する固有価値についてのヒアリング調査の結果は、表 7.3.2-6 に示すとおりです。ヒアリングの結果、固有価値として、自然の近くにあるスポーツグラウンド、草花で遊ぶ、ハイキングコースをあげるのがそれぞれ 40%以上の返答を得ており、散策路や魚釣りなども 35%前後であり、項目ごとの大きな差はありません。自由回答による固有の回答では、奥畑地区などがあげられています。

表 7.3.2-6 ヒアリング調査結果

単位 上段：人数（人）、下段：対象者人数に対する割合

項 目		全体	男性	女性	性別 不明	20代 ～ 30代	40代 ～ 50代	60代 以上	年齢 不明
(1)	林の中を通るハイキングコース	24	13	11	0	3	8	11	2
		43%	57%	34%	0%	38%	38%	55%	29%
(2)	自然の近くにあるスポーツグラウンド等	27	9	17	1	7	9	9	2
		48%	39%	53%	100%	88%	43%	45%	29%
(3)	街路樹などの感じながら散策する道	21	10	11	0	1	10	8	2
		38%	43%	34%	0%	13%	48%	40%	29%
(4)	田や畑の蛙や小川に咲く草花で遊ぶ	25	12	12	1	3	9	10	3
		45%	52%	38%	100%	38%	43%	50%	43%
(5)	小川やせせらぎでの魚釣りや水遊び	19	13	5	1	0	5	9	5
		34%	57%	16%	100%	0%	24%	45%	71%
(6)	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
対象者人数（人）		56	23	32	1	8	21	20	7

(注 1) 複数回答があるため、回答人数の合計と対象者人数は一致しません。

(注 2) は対象者人数に対する割合が 50%以上、 は 25%以上 50%未満を表します。

表 7.3.2-7 ヒアリング実施内容

(1) 調査方法	
原則、ヒアリングにより実施しました。	
(ただし、事前回答に了解いただける方に対しては、ヒアリングシートに事前回答してもらいました。回答は無記名方式としました。)	
(2) 調査対象者	
・ 広く地域活動の場として活用されている沼田公民館の利用者（沼田公民館の来館者に対して依頼し実施）	
・ 環境影響評価に関する情報開示の場である「沼田町伴地区等環境保全推進協議会」の委員や、地域内で積極的に活動されている住民等（例えば、特別対策部会員など）（事前に了解を得、自宅に来訪し実施）	
(3) 調査時期	
・ 沼田公民館の利用者（来館者）	平成 15 年 2 月 14 日及び 15 日
・ 「沼田町伴地区等環境保全推進協議会」の委員等	平成 15 年 2 月 12 日から 15 日
(4) 調査対象者数	
・ 沼田公民館の利用者（来館者）	45 名
・ 「沼田町伴地区等環境保全推進協議会」の委員等	11 名
計	56 名

(2) 予測及び評価の結果

ア 予測

(7) 予測事項

- a 工事の実施（現工場解体工事、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

予測事項は、解体工事及び建設工事中の工事用車両の運行が、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性に及ぼす影響としました。

- b 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測事項は、ごみ収集車の運行が、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性に及ぼす影響としました。

(イ) 予測地点

- a 工事の実施（現工場解体工事、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

岳山ハイキングルートについては、広島豊平線がアクセス路として考えられるため、工事用車両の運行ルートと考えられる広島豊平線の「新畑バス停」付近（N5、前出の図 7.1.2-3 参照）を予測地点としました。

- b 施設の供用（廃棄物の搬出入）

岳山ハイキングルートについては、ごみ収集車の搬入ルートのうち、北方面ルートで利用する広島豊平線がアクセス路として考えられるため、広島豊平線の大下橋付近（N4、前出の図 7.1.2-3 参照）及び外環状線未開通時の「新畑バス停」付近（N5、前出の図 7.1.2-3 参照）を予測地点としました。

中国自然歩道については、ルートと外環状線未開通時のごみ収集車の搬入ルートが重なる広島湯来線の「伴交番前」交差点付近（N13、前出の図 7.1.2-3 参照）及び広島湯来線の「瀬戸上」バス停付近（N17、前出の図 7.1.2-3 参照）を予測地点としました。

(ウ) 予測対象時期

- a 工事の実施（現工場解体工事、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

予測対象時期は、解体工事及び建設工事の中で工事用車両の運行による影響が最大となる時期としました。

- b 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測対象時期は、稼働開始予定である平成 25 年度及び施設が定常的な稼働となる予定である平成 36 年度としました。

(エ) 予測方法

人と自然との触れ合いの活動の場の利用性に及ぼす影響を、工事用車両の運行及びごみ収集車の運行に伴う車両増加台数から予測しました。

(オ) 予測条件

a 工事の実施（現工場解体工事、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

工事用車両の台数は、解体工事、建設工事それぞれにおいて、工事期間中で工事用車両の台数が最大となる時期（解体工事においては、工事開始後 12 か月目、平成 20 年度、建設工事においては、工事開始後 23 か月目、平成 23 年度）としました。

一般車両の交通量は、平成 9～18 年の 4 回の交通量調査結果（道路交通センサス、既往調査結果及び現地調査結果）の伸び率を参考として、工事用車両による影響が最大となる平成 20 年度（解体工事）及び平成 23 年度（建設工事）の一般車両の交通量を算出し、予測に用いました。

b 施設の供用（廃棄物の搬出入）

一般車両の交通量は、平成 9～18 年の 4 回の交通量調査結果（道路交通センサス、既往調査結果及び現地調査結果）の伸び率を参考として、稼働開始予定である平成 25 年度及び施設が定常的な稼働となる予定である平成 36 年度の一般車両の交通量を算出し、予測に用いました。

(カ) 予測結果

a 工事の実施（現工場解体工事、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

予測結果は表 7.3.2-8 に示すとおりです。

岳山ハイキングルートに係る予測地点である N5 地点（広島豊平線の「新畑バス停」付近）における工事用車両の運行に伴う車両増加台数、工事用車両の割合は、解体工事開始から 12 か月目（平成 20 年度）の時点で 78 台、0.8%、建設工事開始から 23 か月目（平成 23 年度）の時点で 514 台、5.1%と予測されます。

表 7.3.2-8 予測結果（工事の実施（現工場解体工事、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行））

時間帯：7～19 時

区分	予測対象時期	予測地点	一般車 (台/12 時間)	工事用車両 (台/12 時間)	一般車＋ 工事用車両 (台/12 時間)	工事用車両 の割合 (%)
岳山ハイキン グルート	解体工事開始 から 12 か月目 (平成 20 年度)	N5	9,815	78	9,893	0.8
	建設工事開始 から 23 か月目 (平成 23 年度)		10,115	514	10,629	5.1

b 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測結果は表 7.3.2-9 に示すとおりです。

岳山ハイキングルートに係る予測地点である N4 地点（広島豊平線の大下橋付近）におけるごみ収集車の運行に伴う車両増加台数、ごみ収集車の割合は、平成 25 年度の時点で 12 台、0.1%、平成 36 年度の時点で 16 台、0.1%と予測されます。

外環状線未開通時の N5 地点（広島豊平線の「新畑バス停」付近）におけるごみ収集車の運行に伴う車両増加台数、ごみ収集車の割合は、平成 25 年度の時点で 162 台、1.6%と予測されます。

また、中国自然歩道に係る予測地点である外環状線未開通時の N13 地点（広島湯来線の「伴交番前」交差点付近）及び N17 地点（広島湯来線の「瀬戸上」バス停付近）におけるごみ収集車の運行に伴う車両増加台数、ごみ収集車の割合は、平成 25 年度の時点でそれぞれ 75 台、0.9%及び 75 台、1.6%と予測されます。

表 7.3.2-9(1) 予測結果（施設の供用（廃棄物の搬出入））

時間帯：7～19 時

区分	予測対象時期	予測地点	一般車 (台/12 時間)	収集車 (台/12 時間)	一般車＋ 収集車 (台/12 時間)	ごみ収集車 の割合 (%)
岳山ハイキン グルート	平成 25 年度	N4	11,743	12	11,755	0.1
		N5	10,344	162	10,506	1.6
	平成 36 年度	N4	13,102	16	13,118	0.1

（注）N5 は外環状線未開通時の予測です。

表 7.3.2-9(2) 予測結果（施設の供用（廃棄物の搬出入））

時間帯：7～19 時

区分	予測対象時期	予測地点	一般車 (台/12 時間)	収集車 (台/12 時間)	一般車＋ 収集車 (台/12 時間)	ごみ収集車 の割合 (%)
中国自然歩道	平成 25 年度	N13	8,381	75	8,456	0.9
		N17	4,674	75	4,824	1.6

（注）N13、17 とも外環状線未開通時の予測です。

イ 環境保全措置の検討

(7) 工事の実施（現工場解体工事、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

工事用車両の運行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、予測結果のとおり、工事用車両の車両増加台数は少なく、工事による影響は一時的であり、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性に及ぼす影響は小さいものと判断されますが、環境への影響をさらに低減するため、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施します。

【環境保全措置】

- ・掘削土量をできるだけ少なくし、事業計画地外へ搬出する工事用車両の台数の低減を図ります。
- ・工事の工程を調整し、工事用車両台数の平準化を図ります。

(イ) 施設の供用（廃棄物の搬出入）

ごみ収集車の運行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、予測結果のとおり、ごみ収集車の車両増加台数は少なく、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性に及ぼす影響は小さいものと判断されますが、環境への影響をさらに低減するため、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施します。

【環境保全措置】

- ・一般道路運行時には制限速度及び安全運転を厳守します。
- ・ごみの減量化を進め、ごみ収集車の運行台数を減らすよう努めます。

ウ 評価

(7) 工事の実施（現工場解体工事、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

工事用車両の運行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の利用性に及ぼす影響については、環境保全措置を実施することにより、環境への影響は可能な限り低減されていると考えます。

(イ) 施設の供用（廃棄物の搬出入）

ごみ収集車の運行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の利用性に及ぼす影響については、環境保全措置を実施することにより、環境への影響は可能な限り低減されていると考えます。

7.4 環境への負荷に係る事項

7.4.1 廃棄物等

(1) 予測及び評価の結果

ア 予測

(7) 予測事項

a 工事の実施（現工場解体工事）

予測事項は、現安佐南工場の解体工事に伴って発生する廃棄物等の種類、発生量及び処理方法としました。

予測する廃棄物等の種類は表 7.4.1-1 に示すとおりです。

表 7.4.1-1 工事の実施に伴う廃棄物の種類

予測対象となる要因	廃棄物等の種類
工事の実施（現工場解体工事）	工事に伴う副産物
	ダイオキシン類汚染物

b 工事の実施（造成等の施工による一時的な影響）

予測事項は、計画施設の建設工事（造成工事及び建築工事）に伴って発生する廃棄物等の種類、発生量及び処理方法としました。

予測する廃棄物等の種類は表 7.4.1-2 に示すとおりです。

表 7.4.1-2 工事の実施に伴う廃棄物の種類

予測対象となる要因	廃棄物等の種類
工事の実施（造成等の施工による一時的な影響）	工事に伴う副産物
	建設発生残土

c 施設の供用（廃棄物の発生）

予測事項は、計画施設における焼却処理に伴って発生する廃棄物等の種類、発生量及び処理方法としました。

予測する廃棄物の種類は表 7.4.1-3 に示すとおりです。

表 7.4.1-3 施設の供用

予測対象となる要因	廃棄物等の種類		
施設の供用（廃棄物等の発生）	灰 溶 融	あり	溶融スラグ、金属類、溶融飛灰
		なし	焼却灰、金属類、飛灰

(イ) 予測地域

予測地域は、事業計画地としました。

(ウ) 予測対象時期

a 工事の実施（現工場解体工事）

予測対象時期は、解体工事中の平成 20 年度から平成 21 年度としました。

b 工事の実施（造成等の施工による一時的な影響）

予測対象時期は、建設工事（造成工事及び建築工事）中の平成 21 年度から平成 24 年度としました。

c 施設の供用（廃棄物の発生）

予測対象時期は、施設が定常的な稼働となる予定である平成 36 年度としました。

(エ) 予測方法

a 工事の実施（現工場解体工事）

解体工事に伴う廃棄物等の発生量は、事業計画に基づきました。

b 工事の実施（造成等の施工による一時的な影響）

造成工事に伴う廃棄物等の発生量は、事業計画に基づきました。

c 施設の供用（廃棄物の発生）

焼却処理に伴う廃棄物等の発生量は、事業計画に基づきました。

(オ) 予測結果

a 工事の実施（現工場解体工事）

解体工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び処理方法は表 7.4.1-4 に示すとおりです。

鉄くずは約 1,860 t 発生すると予測されます。産業廃棄物については、コンクリートがらが約 6,200m³、アスファルトがらが約 720m³、石綿成形板が約 8t、その他が約 280t、また、特別管理産業廃棄物については炉耐火物が約 310t、ダイオキシン類の除洗に伴う汚泥が約 40t 発生すると予測されます。

鉄くず、コンクリートがら、アスファルトがらは、それぞれ再生利用に努めるものとし、ダイオキシン類を含む汚泥についても可能な限りセメント原料化を行い再資源化に努めるものとします。

表 7.4.1-4 解体工事に伴う廃棄物等の発生量及び処理方法

廃棄物等の種類			発生量	処理方法
工事副産物	鉄くず		約 1,860 t	再生利用
	産業廃棄物	コンクリートがら	約 6,200 m ³	再生利用
		アスファルトがら	約 720 m ³	再生利用
		その他 ^(注1)	約 280 t	埋立(最終処分場)
		石綿成形板 ^(注2)	約 8 t	埋立(最終処分場)
汚染物	特別管理	炉耐火物	約 310 t	埋立(最終処分場)
	産業廃棄物	汚泥	約 40 t	セメント原料化等

(注1) その他とは、廃プラスチック、ガラス陶磁器類、廃石膏ボード等を示します。

(注2) 石綿成形板とは、ビニラスベストタイル、岩綿吸音板、石綿セメント板等を示します。

b 工事の実施（造成等の施工による一時的な影響）

建設工事（造成工事及び建築工事）に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び処理方法は表 7.4.1-5 に示すとおりです。

建設発生残土量は約 79,000m³発生すると予測されます。また、鉄くずが 500t、産業廃棄物については、コンクリートがらが約 1,600m³、建設汚泥が約 9,600m³、その他が約 650t 発生すると予測されます。

建設発生残土、鉄くず、コンクリートがらは、それぞれ再生利用に努めるものとします。

表 7.4.1-5 建設工事（造成工事及び建築工事）に伴う廃棄物等の発生量及び処理方法

廃棄物等の種類			発生量	処理方法
工事副産物	鉄くず		約 500 t	再生利用
	産業廃棄物	コンクリートがら	約 1,600 m ³	再生利用
		建設汚泥	約 9,600 m ³	埋立(最終処分場)
		その他 ^(注1)	約 650 t	埋立(最終処分場)
	建設発生残土		約 79,000 m ³	再生利用

(注1) その他とは、廃プラスチック、ガラス陶磁器類、廃石膏ボード等を示します。

c 施設の供用（廃棄物の発生）

焼却処理に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び処理方法は表 7.4.1-6 に示すとおりです。

溶融処理を行う場合の日最大発生量は、溶融スラグが 39t、金属類が 5.4t、溶融飛灰が 14.3t と予測されます。また、溶融処理を行わない場合の日最大発生量は、焼却灰が 30t、金属類が 5.4t、飛灰が 9t と予測されます。

それぞれ再資源化に努めるものとします。

表 7.4.1-6 焼却処理に伴う廃棄物等の発生量及び処理方法

廃棄物等の種類			発生量	処理方法
灰溶融	あり	溶融スラグ ^(注1)	39 t/日	アスファルト混合物等に再資源化
		金属類	5.4 t/日	再資源化
		溶融飛灰	14.3 t/日	再資源化
	なし	焼却灰	30 t/日	セメント原料化
		金属類	5.4 t/日	再資源化
		飛灰	9 t/日	セメント原料化等

(注1) 溶融スラグ量は、溶融スラグ量が最大となるガス化溶融炉の発生量です。

イ 環境保全措置の検討

(7) 工事の実施（現工場解体工事）

予測結果のとおり、現工場解体工事に伴い工事副産物や汚染物が発生しますが、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することにしました。

【環境保全措置】

- ・ 解体工事においては「建設工事に係る再資源化等に関する法律」を遵守し、廃棄物の再利用化・再資源化に努めます。
- ・ 発生した廃棄物の徹底分別を実施し、再生利用、再資源化に努めます。
- ・ 上記の環境保全措置を実施した上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適切に処理します。

(4) 工事の実施（造成等の施工による一時的な影響）

予測結果のとおり、造成工事及び建築工事に伴い工事副産物が発生しますが、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することにしました。

【環境保全措置】

- ・ 建設工事（造成工事及び建築工事）に使用する建設資材（コンクリート型枠等）は可能な限り再使用し、木くず発生の抑制に努めます。
- ・ 建設工事（造成工事及び建築工事）に使用する資材・機材等については、業者と調整し、省梱包化を図り、廃棄物発生量の抑制に努めます。
- ・ 建設資材は再資源化しやすいものを使用し、解体時の廃棄物発生の抑制に努めます。
- ・ 建設工事（造成工事及び建築工事）は「建設工事に係る再資源化等に関する法律」を遵守し、廃棄物の再利用化・再資源化に努めます。
- ・ 発生した廃棄物の徹底分別を実施し、再生利用に努めます。
- ・ 建設発生残土は、埋戻し、盛土用の土として再利用に努めます。残余分についてはルートを確立し、再生利用に努めます。
- ・ 上記の環境保全措置を実施した上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適切に処理します。

(ウ) 施設の供用（廃棄物の発生）

予測結果のとおり、施設の供用に伴い廃棄物が発生しますが、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することにしました。

【環境保全措置】

- ・ 溶融スラグは道路用骨材、コンクリート骨材、コンクリート二次製品としての再資源化に努めます。
- ・ 金属類は回収し、再資源化に努めます。
- ・ 溶融飛灰は再資源化に努めます。
- ・ 焼却灰・飛灰はセメント原料化に努めます。
- ・ 上記の環境保全措置を実施した上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適切に処理します。

ウ 評価

(7) 工事の実施（現工場解体工事）

現工場解体工事に伴う工事副産物及び汚染物については、環境保全措置を実施することにより、廃棄物等の発生量は可能な限り低減されていると考えます。

(イ) 工事の実施（造成等の施工による一時的な影響）

建設工事（造成工事及び建築工事）に伴う工事副産物については、環境保全措置を実施することにより、廃棄物等の発生量は可能な限り低減されていると考えます。

(ウ) 施設の供用（廃棄物の発生）

施設の供用に伴う廃棄物については、環境保全措置を実施することにより、廃棄物等の発生量は可能な限り低減されていると考えます。

7.4.2 温室効果ガス等

(1) 予測及び評価の結果

ア 予測

(7) 予測事項

a 工事の実施（現工場解体工事）

予測事項は、現安佐南工場の解体工事に伴って排出される二酸化炭素の総排出量としました。

b 工事の実施（建設機械の稼働）

予測事項は、建設機械の稼働に伴って排出される二酸化炭素の総排出量としました。

c 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

予測事項は、工事用車両の運行に伴って排出される二酸化炭素の総排出量としました。

d 施設の供用（施設の稼働）

予測事項は、計画施設の稼働に伴って排出される温室効果ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素及びメタン）の総排出量及びその削減量としました。

e 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測事項は、ごみ収集車の運行に伴って排出される二酸化炭素の総排出量としました。

(イ) 予測地域

a 工事の実施（現工場解体工事）

予測地域は、事業計画地としました。

b 工事の実施（建設機械の稼働）

予測地域は、事業計画地としました。

c 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

予測地域は、工事用車両の運行ルート沿道としました。

d 施設の供用（施設の稼働）

予測地域は、事業計画地としました。

e 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測地域は、ごみ収集車の運行ルート沿道としました。

(ウ) 予測対象時期

a 工事の実施（現工場解体工事）

予測対象時期は、解体工事期間中としました。

b 工事の実施（建設機械の稼働）

予測対象時期は、建設工事期間中としました。

c 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

予測対象時期は、建設工事期間中としました。

d 施設の供用（施設の稼働）

予測対象時期は、施設が定常的な稼働となる予定である平成 36 年度としました。

e 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測対象時期は、施設が定常的な稼働となる予定である平成 36 年度としました。

(エ) 予測方法

a 温室効果ガス総排出量

温室効果ガスの総排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 11 年 8 月、環境庁地球環境部保全対策課地球温暖化推進室）に基づく、次の計算式により算定しました。

$$\text{各温室効果ガスの排出量} = \Sigma \{ (\text{活動区分ごとの排出量}) \}$$

$$\text{温室効果ガスの総排出量} = \Sigma \{ (\text{各温室効果ガスの排出量}) \times (\text{地球温暖化係数}) \}$$

上記ガイドラインに示された地球温暖化係数は、表 7.4.2-1 に示すとおりです。

表 7.4.2-1 地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310

また、活動区分ごとの排出量は、活動区分と活動量を事業計画から整理し、活動区分ごとの排出係数を既存資料等から設定し、次式により算出しました。

$$\text{活動区分ごとの排出量} = (\text{排出係数}) \times (\text{活動量})$$

b 温室効果ガス削減量

温室効果ガス削減量は、事業計画から発電量を整理し、発電量を活動量として電気の使用に係る排出係数を乗ずることにより算出しました。

(オ) 予測条件

a 温室効果ガス総排出量

温室効果ガス総排出量を予測する際の活動区分と活動区分ごとの活動量及び排出係数は、表 7.4.2-2～表 7.4.2-6 に示すとおりです。

表 7.4.2-2 活動区分ごとの活動量・排出係数（現工場解体工事）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 係 数
軽油の使用	1,079 kL	2.62 kg-CO ₂ /L

（資料）「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 3 号）

表 7.4.2-3 活動区分ごとの活動量・排出係数（建設機械の稼働）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 係 数
軽油の使用	5,526 kL	2.62 kg-CO ₂ /L

（資料）「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 3 号）

表 7.4.2-4 活動区分ごとの活動量・排出係数（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 係 数
ガソリンの使用	193 kL	2.32 kg-CO ₂ /L
軽油の使用	108 kL	2.62 kg-CO ₂ /L

（資料）「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 3 号）

表 7.4.2-5(1) 活動区分ごとの活動量・排出係数（施設の稼働：ガス化溶融炉）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 係 数	一酸化二窒素 排 出 係 数	メタン 排 出 係 数
一般廃棄物処理(焼却)	103,685 t/年	—	0.0565 kg-N ₂ O/t	0.00096 kg-CH ₄ /t
一般廃棄物処理(焼却) 廃プラスチック類	11,779 t/年	2,690 kg-CO ₂ /t	—	—
電力の使用	36,281,000 kWh/年	0.555 kg-CO ₂ /kWh	—	—
灯油の使用	1,762,645 L/年	2.49 kg-CO ₂ /L	0.000037 kg-N ₂ O/L	—

（注）表中「—」は、温室効果ガスの発生が見込まれない、もしくは他の活動区分で設定していることを表します。

（資料）「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 3 号）

表 7.4.2-5(2) 活動区分ごとの活動量・排出係数（施設の稼働：ストーカ炉・灰溶融炉）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 係 数	一酸化二窒素 排 出 係 数	メタン 排 出 係 数
一般廃棄物処理(焼却)	103,685 t/年	—	0.0565 kg-N ₂ O/t	0.00096 kg-CH ₄ /t
一般廃棄物処理(焼却) 廃プラスチック類	11,779 t/年	2,690 kg-CO ₂ /t	—	—
電力の使用	36,281,000 kWh/年	0.555 kg-CO ₂ /kWh	—	—
灯油の使用	199,076 L/年	2.49 kg-CO ₂ /L	0.000037 kg-N ₂ O/L	—

（注）表中「—」は、温室効果ガスの発生が見込まれない、もしくは他の活動区分で設定していることを表します。

（資料）「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 3 号）

表 7.4.2-6 活動区分ごとの活動量・排出係数（廃棄物の搬出入）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 係 数
軽油の使用	228 kL	2.62 kg-CO ₂ /L

（資料）「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」
（平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 3 号）

b 温室効果ガス削減量

温室効果ガス削減量を予測する際の活動量及び排出係数は、表 7.4.2-7 に示すとおりです。

表 7.4.2-7 発電量に係る活動量・排出係数

活動区分	活動量	二 酸 化 炭 素 排 出 係 数
発 電	36,696,000 kWh/年	0.555 kg-CO ₂ /kWh

（資料）「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」
（平成 18 年 3 月経済産業省、環境省令第 3 号）

(カ) 予測結果

a 温室効果ガス総排出量

活動区分ごとの各温室効果ガス排出量及び温室効果ガス総排出量は表 7.4.2-8～表 7.4.2-12 に示すとおりです。また、温室効果ガス総排出量を予測事項別にまとめると、表 7.4.2-13 に示すとおりになります。

表 7.4.2-8 温室効果ガス排出量（現工場解体工事）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 総 排 出 量 (kg-CO ₂)
軽油の使用	1,079 kL	2,826,980	2,826,980
温室効果ガス排出量合計		2,826,980	2,826,980

表 7.4.2-9 温室効果ガス排出量（建設機械の稼働）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 総 排 出 量 (kg-CO ₂)
軽油の使用	5,526 kL	14,478,120	14,478,120
温室効果ガス排出量合計		14,478,120	14,478,120

表 7.4.2-10 温室効果ガス排出量（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 量 (kg-CO ₂)	温室効果ガス 総 排 出 量 (kg-CO ₂)
ガソリンの使用	193 kL	447,760	447,760
軽油の使用	108 kL	282,960	282,960
温室効果ガス排出量合計		730,720	730,720

表 7.4.2-11(1) 温室効果ガス排出量（施設の稼働：ガス化溶融炉）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 量 (kg-CO ₂ /年)	一酸化二窒素 排 出 量 (kg-N ₂ O/年)	メタン 排 出 量 (kg-CH ₄ /年)	温室効果ガス 総 排 出 量 (kg-CO ₂ /年)
一般廃棄物処理(焼却)	103,685 t/年	0	5,858	100	1,818,080
一般廃棄物処理(焼却) 廃プラスチック類	11,779 t/年	31,685,510	0	0	31,685,510
電力の使用	36,281,000 kWh/年	20,135,955	0	0	20,135,955
灯油の使用	1,762,645 L/年	4,388,986	65	0	4,409,136
温室効果ガス排出量合計		56,210,451	5,923	100	58,048,681

表 7.4.2-11(2) 温室効果ガス排出量（施設の稼働：ストーカ炉・灰溶融炉）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 量 (kg-CO ₂ /年)	一酸化二窒素 排 出 量 (kg-N ₂ O/年)	メタン 排 出 量 (kg-CH ₄ /年)	温室効果ガス 総 排 出 量 (kg-CO ₂ /年)
一般廃棄物処理(焼却)	103,685 t/年	0	5,858	100	1,818,080
一般廃棄物処理(焼却) 廃プラスチック類	11,779 t/年	31,685,510	0	0	31,685,510
電力の使用	36,281,000 kWh/年	20,135,955	0	0	20,135,955
灯油の使用	199,076 L/年	495,699	7	0	497,869
温室効果ガス排出量合計		52,317,164	5,865	100	54,137,414

表 7.4.2-12 温室効果ガス排出量（廃棄物の搬出入）

活動区分	活動量	二酸化炭素 排 出 量 (kg-CO ₂ /年)	温室効果ガス 総 排 出 量 (kg-CO ₂ /年)
軽油の使用	228 kL	597,360	597,360
温室効果ガス排出量合計		597,360	597,360

表 7.4.2-13 温室効果ガス総排出量

予測対象		温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂ /年)
現工場解体工事		2,826,980
建設機械の稼働		14,478,120
工事用車両の運行		730,720
施設の稼働	ガス化溶融炉・流動床炉	58,048,681
	ストーカ炉・灰溶融炉	54,137,414
ごみ収集車の運行		597,360

b 温室効果ガス削減量

発電による二酸化炭素削減量及び温室効果ガス削減量は下表に示すとおりです。これは、施設の稼働により排出される温室効果ガス総排出量の約 35%（ガス化溶融炉の場合）となります。

表 7.4.2-14 温室効果ガス削減量

活動区分	活動量	二酸化炭素 削減量 (kg-CO ₂ /年)	温室効果ガス 削減量 (kg-CO ₂ /年)
発 電	36,696,000 kWh/年	20,366,280	20,366,280

イ 環境保全措置の検討

a 工事の実施（現工場解体工事）

予測結果のとおり、現工場解体工事に伴い温室効果ガスが排出されますが、「広島市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガス排出量を可能な限り低減するため、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することとしました。

【環境保全措置】

- ・建設機械については、点検・整備の徹底を図るとともに、運転中の空ぶかしを禁止するなど施工業者を指導します。
- ・作業計画の検討により、建設機械の稼働台数をできるだけ少なくします。

b 工事の実施（建設機械の稼働）

予測結果のとおり、建設機械の稼働に伴い温室効果ガスが排出されますが、「広島市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガス排出量を可能な限り低減するため、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することとしました。

【環境保全措置】

- ・建設機械については、点検・整備の徹底を図るとともに、運転中の空ぶかしを禁止するなど施工業者を指導します。
- ・作業計画の検討により、建設機械の稼働台数をできるだけ少なくします。

c 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

予測結果のとおり、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い温室効果ガスが排出されますが、「広島市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガス排出量を可能な限り低減するため、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することとしました。

【環境保全措置】

- ・工事用車両については、点検・整備の徹底を図るとともに、急発進、急加速、駐停車時の不必要なアイドリングをやめるなど、環境への負荷の少ない運転(エコドライブ)の実施を施工業者に指導します。

d 施設の供用（施設の稼働）

予測結果のとおり、施設の稼働に伴い温室効果ガスが排出されますが、「広島市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガス排出量を可能な限り低減するため、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することとしました。

【環境保全措置】

- ・ごみ焼却に伴い発生する余熱を高効率の発電や冷暖房などに使用します。発電した電力は施設内、周辺施設等で利用し、余剰分は電力会社に売電することで、電力会社からの電力供給を削減することにより、火力発電に伴う二酸化炭素の排出量を社会全体

で低減するように努めます。

- ・事業計画地に植栽を実施し、緑地をできる限り確保するように努めます。

e 施設の供用（廃棄物の搬出入）

予測結果のとおり、廃棄物の搬出入に伴い温室効果ガスが排出されますが、「広島市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、温室効果ガス排出量を低減するため、可能な限りの環境保全措置について検討した結果、以下の環境保全措置を実施することとしました。

【環境保全措置】

- ・ごみ収集車については、点検・整備の徹底を図るとともに、急発進、急加速、駐停車時の不必要なアイドリングをやめるなど、環境への負荷の少ない運転（エコドライブ）を行います。
- ・低公害車両の導入を検討します。

ウ 評価

(7) 工事の実施（現工場解体工事）

解体工事に伴って排出される二酸化炭素による環境への影響については、環境保全措置を実施することにより、その影響は可能な限り低減されていると考えます。

(イ) 工事の実施（建設機械の稼働）

建築工事に伴って排出される二酸化炭素による環境への影響については、環境保全措置を実施することにより、その影響は可能な限り低減されていると考えます。

(ウ) 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）

工事用車両の運行に伴って排出される二酸化炭素による環境への影響については、環境保全措置を実施することにより、その影響は可能な限り低減されていると考えます。

(エ) 施設の供用（施設の稼働）

施設に稼働に伴って排出される温室効果ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素及びメタン）による環境への影響については、環境保全措置を実施することにより、その影響は可能な限り低減されていると考えます。

(オ) 施設の供用（廃棄物の搬出入）

ごみ収集車の運行に伴って排出される二酸化炭素による環境への影響については、環境保全措置を実施することにより、その影響は可能な限り低減されていると考えます。